第四条第二項中「手当は、」の下に「母に対する手当にあつては」を加え、「次の各号」を「第一号から第八号まで」に改め、「該当するとき」の下に「、父に対する手当にあつては児童が第一号から第四号まで又は第十号から第十三号までのいずれかに該当するとき、養育者に対する手当にあつては児童が第一号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当するとき」を加え、同項第三号中「若しくは母の死亡について労働基準法」を「又は母の死亡について労働基準法」に改め、「相当する給付」の下に「（以下この項において「遺族補償等」という。）」を加え、「、父の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる母の監護を受けている場合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受けている場合」を削り、「給付の事由」を「遺族補償等の給付事由」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。

第四条第二項第六号ただし書及び第七号中「前項第三号」を「前項第一号ハ」に改め、同項に次の六号を加える。

八　父の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる母の監護を受けている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

九　父又は母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる者の養育を受けている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

十　母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつているとき。

十一　母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

十二　父の配偶者（前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。

十三　母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

第四条第三項中「母が」の下に「、父に対する手当にあつては当該父が」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（支給の調整）

第四条の二　同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。

2　同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。

第五条第二項中「その監護し又は養育する児童」を「第四条」に改め、「該当する児童」の下に「であつて、父が監護し、かつ、これと生計を同じくするもの、母が監護するもの又は養育者が養育するもの（以下「監護等児童」という。）」を、「である」の下に「父」を加える。

第八条第一項中「監護し又は養育する児童」を「監護等児童」に改め、同条第三項中「その監護し又は養育する児童」を「監護等児童」に改める。

第九条第一項中「第四条第一項第二号又は第四号」を「第四条第一項第一号ロ又はニ」に改め、「母がない児童」の下に「、同項第二号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童」を加え、同条第二項中「（母に限る。以下この項において同じ。）の監護する児童が父」を「が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は受給資格者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母」に改める。

第十条中「母に」を「父又は母に」に改め、「手当は、その」、「又はその」及び「扶養義務者でその」の下に「父若しくは」を加える。

第十三条の二第一項及び第十四条第四号中「母に限る」を「養育者を除く」に改める。

第十六条中「が監護し、又は養育していた第四条に定める要件に該当する児童」を「の監護等児童であつた者」に改める。

第二十七条中「その監護し若しくは養育する児童」を「監護等児童」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十八条の二第二項及び第三項中「母に限る」を「養育者を除く」に改める。

第二十九条第一項中「父」の下に「又は母」を加え、同条第二項中「第四条第一項第三号」を「第四条第一項第一号ハ」に改め、「父」の下に「若しくは母」を加える。

第三十条中「当該児童又は」を「当該児童若しくは」に改め、「父」の下に「若しくは母」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年八月一日から施行する。ただし、次条（第三項を除く。）及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（認定の請求等に関する経過措置）

第二条　平成二十二年八月一日においてこの法律による改正後の児童扶養手当法（以下「新法」という。）の規定による児童扶養手当（以下「手当」という。）の支給要件（以下この条において「新支給要件」という。）に該当すべき者（この法律による改正前の児童扶養手当法の規定による手当の支給要件（以下この条において「旧支給要件」という。）に該当していない者に限る。）は、同日前においても、同日に新支給要件に該当することを条件として、当該手当について新法第六条第一項の規定による認定の請求の手続をとることができる。

2　前項の手続をとった者が、平成二十二年八月一日において、新支給要件に該当しているときは、その者に対する手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

3　次の各号に掲げる者が、平成二十二年十一月三十日までの間に新法第六条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、新法第七条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一　平成二十二年八月一日において現に新支給要件に該当している者（旧支給要件に該当していない者に限り、第一項の手続をとった者を除く。）　同月

二　平成二十二年八月一日から同年十一月三十日までの間に新支給要件に該当するに至った者（旧支給要件に該当していない者に限る。）　その者が新支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

第三条　前条第一項の手続をとった者及び同条第三項第一号に掲げる者に対する手当の支給に関し、新法第十三条の二の規定を適用する場合においては、同条第一項中「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは「平成二十二年八月一日」とする。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭における父又は母の就業状況及び当該家庭の経済的な状況等を勘案し、当該家庭の生活の安定及び自立の促進並びに児童の福祉の増進を図る観点から、児童扶養手当制度を含め、当該家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（児童扶養手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条に二項を加える改正規定中「同項第一号」を「同項第一号イ又は第二号イ」に、「同項第二号から第五号まで」を「同項第一号ロからホまで又は第二号ロからホまで」に改め、「児童の父」、「及び当該父」、「ただし、父」及び「有しないこと、父」の下に「又は母」を、「事情により」の下に「父」を、「養育者が父」の下に「又は母」を加える。

第二十九条第一項の改正規定中「当該児童」を「、当該児童」に、「第四条第一項第一号」を「第四条第一項第一号イ若しくは第二号イ」に、「父」を「父母」に改める。

第三十条の改正規定中「又は」を「若しくは受給資格者」に、「第四条第一項第一号」を「第四条第一項第一号イ若しくは第二号イ」に改め、「若しくは」の下に「母若しくは受給資格者」を加える。

附則第一条第一項ただし書中「当該児童」を「、当該児童」に、「第四条第一項第一号」を「第四条第一項第一号イ若しくは第二号イ」に、「父」を「父母」に改め、同条第二項中「解消した父」を「解消した父母」に改め、「当該父」の下に「又は母」を加える。

附則第二条中「第四条第一項第一号」を「第四条第一項第一号イ又は第二号イ」に改める。